

各私立専修学校・各種学校設置者様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
私立学校等の臨時休業の措置について（通知）

新型コロナウイルスが国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがありかつ全国的かつ急速なまん延によって国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、政府対策本部により、令和2年5月6日（水）まで埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言が発令されました。

本県においては、まだ急激な感染拡大やクラスター連鎖が発生するような状況には至っていませんが、東京通勤のベッドタウンとなっている都市部や、鉄道網・高速道路に沿う形で感染者数が拡大しています。

そのため、首都圏一体となって、ヒトの移動に伴うリスクを軽減するための対策を講じていくことが効果的です。そこで本県として、令和2年5月6日（水）まで埼玉県全域に対して緊急事態措置を実施することとしました。

この措置の一環として県立学校に対しては、休業期間を延長し、令和2年5月6日（水）までとするなど必要な措置を講じるよう要請しました。また市町村立学校についても、別添のとおり市町村教育委員会に対して同様に必要な措置を要請しました。

高等課程を置く専修学校、各種学校のうち幼稚園・小・中・高等学校の課程に類する課程を置く学校におかれましても、本県における徹底した感染拡大防止対策を図るため、令和2年5月6日まで臨時休業にするなど、必要な措置を講じるよう要請をいたします。

また、専門課程又は一般課程を置く専修学校、その他の各種学校におかれましては、県教育委員会の県立高校等における措置を参考とするなど、適切に対応いただきますようお願いいたします。

<参考> 第10回新型コロナウイルス対策本部会議資料

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/0407-05.html>

総務部学事課
専修・各種学校担当
電話 048-830-2562